

消費者教育と金融経済教育の連携を軸とした 消費者教育コーディネーターの取組

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課消費者行政推進室（栃木県消費生活センター） 阿久澤由紀子

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課消費者行政推進室（栃木県消費生活センター）では、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、消費者の自立支援をめざして様々な施策に取り組んでいます。代表的な取組は、ライフステージに応じた消費者教育として、学校や地域、職域等での出前講座の実施です。

こうした出前講座をはじめ、関連団体等との実施の調整や講師を務める担い手の育成など重要な役割を果たしているのが消費者教育コーディネーターです。

その取組の内容や意義、目標達成への課題や工夫などについて、栃木県で消費者教育コーディネーターを務めている阿久澤由紀子氏にお話を伺いました。

消費者教育コーディネーターの役割は消費者教育を「点」から「線」、「面」へと広げること

▶くらし安全安心課の業務内容と、栃木県としての消費者教育の取組について教えてください。

私の所属するくらし安全安心課では、消費生活のほか、交通・生活（防犯等）と3つの安全安心を所管しています。それぞれをテーマにした出前講座やイベント等で3つの担当が連携することも多く、県民の皆様へのさまざまな機会に啓発（教育）を行っています。

本県の消費生活、そのうち消費者教育についてお話をいたしましょう。

消費者教育の取組は、消費者教育・金融経済教育に係る出前講座が中心です。出前講座の対象は、小・中学生、高校生や特別支援学校の児童・生徒、高齢者・障がい者、教員、高齢者・障がい者支援者、そして一般の人など幅広く、いろいろなテーマで開催しています。講師は、職員や指定消費生活相談員だけでなく、消費者団体に委託をして出前講座を実施しています。いろいろな方々が「担い手」になりますので、消費者トラブルの情報等はマメに共有し、最新の正しい知識をもとに実施していただけるよう、いわゆる「丸投げ」状態とならないようにしっかり連携することを心がけています。

▶阿久澤様は現在消費者教育コーディネーターというお立場ですが、こういった経緯でコーディネーターになられたのですか。

私は現在、再任用職員としてくらし安全安心課消費者行政推進室に所属しています。現役の際にも、消費者庁発足（2009年9月）翌年度から4年間勤務し、主に消費者啓発や消費者安全法で努力義務と規定されている市町消費生活センターの設置等を担当していました。

現在のメイン業務は、消費者教育と金融経済教育です。なかでも消費者教育コーディネーターとしての活動は、関係者の方々との繋がりや連携が重要ですので、情報共有やネットワークづくりに努めながら取り組んでいます。

▶消費者教育コーディネーターとしての役割や取組について、具体的に教えてください。

県が実施している出前講座の企画・調整や、関係者との情報共有、消費者団体や教育委員会等、外部との連携をスムーズにすること、さらには担い手の育成などを主に取り組んでいます。重要なのは、消費者教育を散発的なものではなく、関連付けながら広げていくことかと考えています。

(1) 出前講座の調整・実施

出前講座については、実施内容や受講対象者により、まず講師の調整などを行います。

例えば、受講者が高齢者の場合、消費者団体に依頼し、短時間の座学＋寸劇を組み合わせでわかりやすく実施するなど工夫をしています。

また、出前講座を県内で多く実施するため、周知も重要になります。学校や公民館等への周知は4月と12月の2回行っています。年度当初の4月、そして、年末の12月は次年度学校等の行事に消費者教育の出前講座の予定を入れてもらうためです。年度初めには、ほとんどの学校で年間予定が決定していますので、次年度予定に組み入れていただくため12月に通知し出前講座について周知しています。

職域向けの出前講座については、業界団体や商工会議所連合会などが主催する新規採用職員研修で入れていただくようお願いし、若者向け出前講座を30分で実施しています。

出前講座を実施する際に意識していることは、座学で話を聞くだけではなく、クイズ形式や「いきません、お断りします。」と実際声を出してもらうこと等、参加型の講座を心がけています。声を出すことで自分事化することはもちろんですが、人間いざそういう場面に直面するとなかなか声が出ないものなので、しっかり練習をしておくことも大切です。

また、講座に参加してくれた皆さんに、必ず「お友達や家族にも今日学んだことをお伝えください。」とお声がけしています。話すことで学んだことを復習し、また伝えることによって講座の内容が少しでも広がっていけばいいなと思っています。

(2) 情報の共有・発信

消費者教育についての各種情報はウェブサイトでも発信しておりますが、必ずしも最新情報が伝わりきれない場合もあります。消費者庁のコーディネーター会議や研修会等で得た最新の情報を、

いち早く消費者教育の担い手である消費者団体等と情報共有し、学校や地域の皆さんにも伝わるよう心がけています。

また情報発信の方法の一つとして、メールマガジンを年に数回約250カ所に配信しています。すべての学校等へ最新の情報を伝えるためにメールマガジンで補完することで、消費者教育の空白地帯をつくらないようにしています。

高等学校、特別支援学校（高等部）及び専修学校等の教頭先生・消費者教育担当者 様
消費者教育関係各位
（本メールは、各校及び年度当初に報告いただいた消費者教育担当者へ送付しております。）

本県の消費者行政の推進につきまして、日頃より御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
栃木県をはじめ消費者庁・国民生活センター等の消費者教育に関するホットな情報について、定期的にメールマガジンによりお届けします。

このメールマガジンでの情報は、貴校の教職員間でぜひ共有していただき、授業はもちろん、学生・生徒への指導等においてご活用いただければ幸いです。

---< 目次 >-----

- 1 令和6(2024)年度消費生活相談状況（栃木県）
- 2 18歳・19歳の消費生活相談の状況－2024年度－（国民生活センター（以下「国セン」））
- 3 体育祭・文化祭の当日になっても届かない？「クラ T」トラブルに注意（国セン）
- 4 トラブル解決を支援する情報提供「消費者トラブル F A Q」（国セン）

1 令和6(2024)年度消費生活相談状況（栃木県）

- 県内の消費生活センター（21カ所）受付相談件数は16,796件
- 特徴的な事例
 - ・SNS上の広告やダイレクトメール等がきっかけとなる消費者トラブルが増加
 - ・電子決済サービスにかかる詐欺的な手口による被害

■令和6(2024)年度消費生活相談状況について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/shouhi/seikatsu/documents/20250618110724.pdf>

2 18歳・19歳の消費生活相談の状況－2024年度－（国セン）

○国民生活センターでは、契約者が18歳・19歳の消費生活相談の状況をまとめた。

- ・18歳・19歳の相談件数は、前年度と比較してやや減少。
- ・商品・役務等別でみると、前年度の傾向と大きな変化はなく、引き続き「美（び）」（「脱毛エステ」「医療サービス」など）や「金（かね）」（「他の内職・副業」など）に関する相談が多い。
- ・販売購入形態は「通信販売」がダントツ。多く寄せられている相談は、ダイエットサプリなどの健康食品、内職・副業、出会い系サイト・アプリに関するもの。

■18歳・19歳の消費生活相談の状況－2024年度－

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20250528_1.pdf

3 体育祭・文化祭の当日になっても届かない？「クラ T」トラブルに注意（国セン）

- 体育祭や文化祭などの学校行事で、クラス全員で着るおそろいのTシャツ「クラスTシャツ（クラ T）」は、オリジナルのデザインを考えて、事業者に必要な枚数を注文し、イベント当日までに届けてもらうという流れが一般的。
- 全国の消費生活センターには「当日までにクラスTシャツが届かなかった」という相談が寄せられており、さらに最近は「カタログから有名スポーツチームのロゴが入ったデザインを選んで注文したら、税関で没収されてしまった」といったケースも。
- 体育祭・文化祭の当日になっても届かない！？「クラ T」トラブルに注意

メールマガジンより抜粋。特に今知らせたい、気を付けたいことが書かれている

(3) 連携

消費者教育コーディネーターは、教育委員会や学校、消費者団体、事業所など、各関係者の方々と信頼関係を構築し、連携することも重要な役割です。そのため私は「依頼があったら絶対に断らない。」ことを心がけています。一旦お断りしてしまうと次に結びつきません。さらに、本音で話すことを心がけています。上下関係を意識せず、消費者教育を育む仲間として「一緒にやりましょう。」という姿勢が重要かと考えています。

そのほか、消費者団体が地域で講座を実践した際に、受講者から手応えがあったことなど、具体的な事例を共有することも大切です。そのことにより、担い手（消費者団体）のモチベーションもあがると感じています。

また、課内の連携もしています。出前講座の一部を消費者団体に委託して実施していることは前述のとおりですが、演じる「寸劇」の内容について例えば特殊詐欺であれば流行の手口であるよう、くらし安全安心課生活安全担当の警察官と連携し、特殊詐欺の最新の現状を伝える場を設けて寸劇演出の参考にいただいています。

(4) 担い手（人材）の育成・強化

教員のための消費者教育・金融経済教育セミナー（オンデマンド配信）は、家庭科の教員だけでなく、管理職、生徒指導・進路指導に係る先生、消費者教育・金融経済教育に携わる方（団体）等にも受講していただくよう周知しています。消費者教育・金融経済教育の内容は授業だけでなく、いろいろな指導等の機会にもいきてくると考えていますので、様々な立場の先生方に受講していただきたいと思っています。

また、消費者団体の方々には、総会など多くの会員（担い手）が集まる機会を活用して、スキルアップのための講座等を行っています。こちらで開催する研修にきていただくのではなく、私が出向いて直接消費者団体の方々に伝えることを意識しています。

消費者教育と金融経済教育の連携を軸にあらゆる対象に啓発を広げていく

▶ 栃木県では消費者教育と金融経済教育の連携に力を入れていると伺いました。

今、私たちはSNSやAIなどが日常化しているデジタル社会、現金を持たなくても買い物ができるキャッシュレス社会の中にいます。そして「人生100年時代」といわれるなど、老後の生活はより長くなっています。

この便利でしかし複雑な、そして老後のお金の心配もある生活の中で、私たち消費者が経済的に自立し、くらしをより良くするためには、消費生活に関する知識に加え、お金に関する判断力＝「金融リテラシー」は欠かすことのできないものです。そのため、県では栃木県金融広報委員会と連携し、特に教育の現場で消費者教育・金融経済教育を実践している担い手向けの事業において、2つの教育の連携に努めています。

▶具体的な事業についてご教示ください。

オンデマンド配信による教員向けセミナー（3ヶ月）は、消費者教育と金融経済教育を両方取り上げて開催しています。先生の中には金融経済教育について苦手意識を持たれている方もいらっしゃるのとこと、また、学校現場で消費者教育・金融経済教育を一緒に行うことで時間の節約に繋がる・学びが深まる等のお話を伺いまして、2024年度から消費者教育・金融経済教育を一本化して実施しています。再生回数は、2024年度は4テーマ約1,200回、2025年度は2テーマ約650回と先生方など教育に携わる方々にたくさん見ていただいております、アンケートではとても参考になった等のご意見をいただいております。



消費者団体が実施する出前講座（寸劇）の様子

授業（指導）や講座で使える要素が盛りたくさん

令和7(2025)年度

教員のための

金融経済教育セミナー

オンデマンド配信 無料

配信期間 配信中 ～ 令和8(2026)年2月28日(土)

対象 県内の教育現場で消費者教育・金融経済教育を実施していただける方なら、どなたでも！
小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の教職員をはじめとする先生方、生徒指導・進路指導に係る先生、消費者教育等に携わる方（団体）等

申込み方法 パソコン、スマートフォンからのお申込み

URL <https://forms.gle/gcosDb3hXWcwZoHp9> 二次元コード

※参加は無料ですが、視聴に係る通信料等は参加される方のご負担となりますので、ご注意ください。

テーマ・講師

消費者教育と金融経済教育の連携
— お金は何とつながってる？ —

大事なのは「お金が何とつながっているのか」を考えることです。
具体的な事例から連携のポイントを話しします。(40分)

講師
公益財団法人
消費者教育支援
センター
主任研究員
小林 知子氏

模擬授業
「大人になる前に
知っておきたいお金の話」

高等学校向け資料により金融経済教育のポイントをお話しします。
後段では「おこづかいから学ぶお金の話」にもふれ、小中学校の先生方にも参考になる内容です。(45分)

講師
J-FLEC認定アドバイザー兼J-FLEC講師
岡田 由美子氏

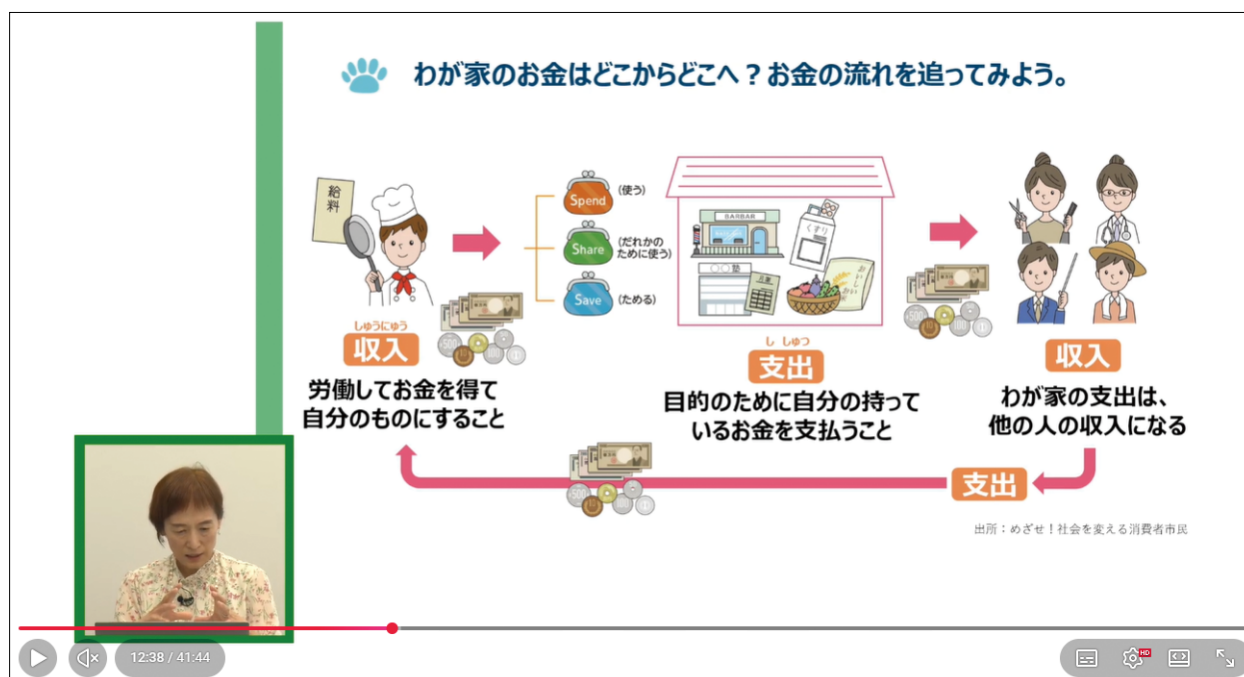
主催 栃木県・栃木県金融広報委員会
（事業の一部について、株式会社と協賛して実施しています。）

共催 金融経済教育推進機構 J-FLEC

学校への講師派遣等各種事業について、J-FLECのホームページからお申込みいただけます。

J-FLEC 検索

教員向け消費者教育・金融経済教育セミナーのチラシ



教員向け消費者教育・金融経済教育セミナー動画「消費者教育と金融経済教育の連携 ―お金が何とつながってる？―」より抜粋

▶金融経済教育との連携は特徴的な取組かと思われませんが、なかでも小学生を対象にした「おこづかいゲーム」は楽しく学べそうですね。

おこづかいゲームはグループに分かれ、サイコロを振って出た目のイベントカードを引き、そこに書かれている内容に合わせて行動し、おこづかい帳も記入していくゲームです。自分で考えて行動し、おこづかい帳に記入しながらお店に行って模擬紙幣でほしい物を購入したり、銀行にお金を出し入れしながらお金を管理することを学び、正しい金銭感覚を身につける内容です。小学校高学年は経済を意識しながらお金を使うことを学ぶ時期でもあり、主に小学5年生の出張授業で実施しています。

以前、おこづかいゲームを授業で実施した学校の先生から、「最近の子どもたちは、おこづかいを電子マネーやQRコード決済などでもらうことが多く、自分で現金を扱う経験がほとんどない。修学旅行ではじめてお金を使うことも珍しくない。」と伺ったことがあります。

また、おこづかいゲームを体験した小学生からは「銀行の機能やお金の流れ（経済の仕組み）を初めて知った。」と多くの感想をいただいています。

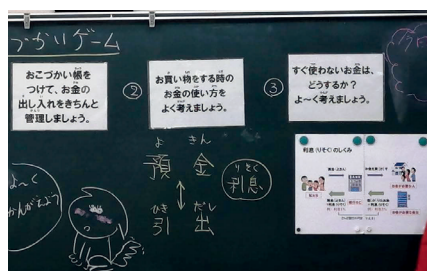
小学校ではおこづかいゲーム等による金融経済教育を通じてお金の使い方や経済を学び、消費者教育との繋がりを作る。消費者教育と金融経済教育の連携には大きな意味があります。

おこづかいゲーム



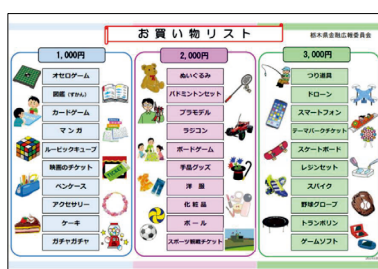
①ゲーム風景

最初に司会者がゲームの内容を説明する。



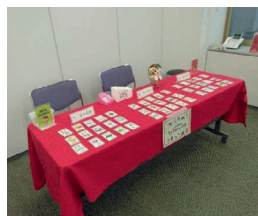
②ゲームの目的

3つの目的の説明をする。



③お買い物リスト

ゲームを始める前に
おこづかい帳に記入する。



④お店屋さん

1000円・2000円・3000円
の商品を並べる。



⑤銀行

お金を預けたり、
引き出しすることを体験する。



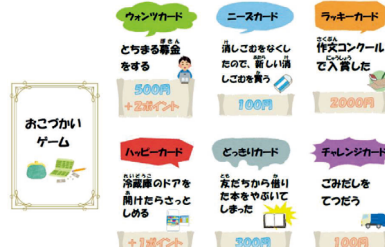
⑥おこづかい帳

お金の出入を学ぶ。



⑦通帳

使わないお金を預金し、
使うときに引出しをする。



⑧イベントカード(表・裏)

6種類×5枚 全30枚

栃木県金融広報委員会が制作した「おこづかいゲーム」

消費者の自立支援を目標に「消費者市民社会の形成」を目指す

▶消費者教育を進めていくにあたって、取組の目的やゴール設定などがありますか。

目指すのは「消費者の自立支援」です。合理的な意思決定ができ、被害に遭わないことに加え、より良い市場とより社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成（消費者市民社会の形成に参画）をすることです。

また、栃木県では、令和8（2026）年度から5年間の栃木県消費者基本計画（栃木県消費者教育推進計画）【第3期】を策定し、計画の評価指標（KPI）のひとつとして、消費者教育（出前講座等）の受講者数を掲げました。県内各地で消費者教育・金融経済教育の出前講座等が多く実施されるよう内容の充実等を図っていきます。

▶消費者教育を進めていく上で、現状の課題等がありますか。

課題は、消費者団体やくらしの安心サポーターなど担い手の減少や若い世代への消費者教育の実施などです。

その対応のひとつとして、県民の皆様には消費者力を身につけていただくため、「かしこい消費者講座」（オンデマンド配信）を開催（期間限定）し、受講された方のうち地域活動を希望される方には担い手になっていただいています。

また、若い世代を対象にした事業として「とちぎ消費者カレッジ」を開催しています。主に大学生・高校生向けの講座で、講師は弁護士や司法書士、消費生活アドバイザー、消費生活相談員など実例に詳しい専門家になっていただき、「（若者は）被害者だけでなく、加害者にもなり得る。」ことも注意喚起しています。

より多くの学校で実施できるよう周知を図り、空白地帯がなくなるよう努めていきたいと考えています。

30分でわかる大人の学校

かしこい消費者講座

令和7年度(2025)

栃木県では、消費者力の向上を図るためのオンライン講座を開催します。
暮らしに役立つテーマについて学んでみませんか？

配信期間中いつでもオンラインで受講できます

申込期間	配信期間
～2026.1.16 [金] まで	2025.11.1 [土] ▶ 2026.1.31 [土]

講座内容

各30分程度

アンケートにご協力ください！
消費生活に関する5テーマ

インターネット デジタル商品のしまい方
いざという時に困らないためには、今何をしておく必要があるのか、具体的に学びます
講師：とちぎ生活文化スポーツ部 伊勢田 重史 氏

キャッシュレス 現金で何が起きている？
キャッシュレス決済のメリット・デメリットを学び、その実態や消費者の権利の行使方法を学びます
講師：日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 坂倉 忠夫 氏

消費者トラブル 最近の手法はこれだ！
キャッシュレス決済の普及に伴い、最新の消費者トラブル事例について学びます
講師：消費生活支援センター 総務部長 河原 佑香 氏

金融経済教育 将来に向けて知っておきたいお金の話
「人生100年時代」を心掛けて生きるためのお金の知識を身につけて学びます
講師：とちぎ生活文化スポーツ部 主幹 田村 耕生 氏

エシカル消費 あなたの買い物は栃木の未来
身近な買い物と社会や環境とつながりを感じ、みんなで消費活動が栃木の未来に貢献できることを学びます
講師：消費生活支援センター 主幹 小林 知子 氏

対象 栃木県内に在住・通勤・通学の方

定員 200名 先着順、定員に達しない場合は募集の限り

申込方法 WEBによるお申込み
<https://forms.office.com/r/CtC4KJ27Ns>

主催 栃木県くらし安全安心課（栃木県消費生活センター）
（協力）栃木県消費生活センター
お問い合わせ kashikoi2025@consumer-education.jp TEL.03-5466-7341（平日 10:00-12:00、13:00-17:00）

「かしこい消費者講座」チラシ

令和7(2025)年度とちぎ消費者カレッジ

未然に防ごう、若者の消費者トラブル
～18歳から大人！今、若者がねらわれています！

被害者だけでなく、加害者にもなり得ます

最近、スマホ・SNSを通じた副業・投資などのもうけ話やマルチ商法などによる若者の消費者被害が増えています。成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳となった若者が新たに消費トラブルの「被害者」となることを防いでいくことが必要です。また、若者が闇バイトなどの特殊詐欺で「加害者」となることも懸念される中、早期の消費者教育がますます重要となっています！！

講師 弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費生活相談員
（実例に詳しい専門家が講義をしてくださいます）
◆ご希望の講師に講演を依頼出来ます◆

講演内容 「契約とは」「消費者トラブルとは」、若者に多いスマホ・SNS等の消費者トラブル事例、消費者トラブルの予防法、トラブルにあった場合の対応など。消費者問題対応能力を育みます。

＜高校生がバイト感覚で加害者になるケースも＞
小山の高校生が、今山形と茨城県水戸市の高校生が逮捕されています。
（2023年11月10日、下野新聞掲載）

【知らなかった】では済まされません。
被害者にならないのはもちろん、加害者にならないためにも、より多くの知識を持つことが、今の高校生に求められています。

・今までの人生の中で、自分が消費者という自覚を持っていなかったで、今回の講義で改めて再認識させられた。
・もう少しして大人なので、責任を持って買物をしようと思う。今回の講義をきっかけに人生を改めて見たい。
・新成人が求められる理由が分かり、どんな人でもトラブルや犯罪に巻き込まれてしまうため、十分な知識と対策が必要だと考えました。
・トラブルに遭った時に相談しないとうっかりしてしまうことを知り、相談しないことの怖さを知ることが出来ました。

消費者カレッジ 高等学校開催実績

年度	2022	2023	2024
開催校	11校	15校	11校

3年間で7,308名が受講

高崎市の開催風景

問合せ先：栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課
TEL 028-623-2135 mail: seikatsu@pref.tochigi.lg.jp
実施団体／とちぎ消費者ネットワーク
（事務局：栃木県生活協同組合連合会 TEL.028-680-5592）

「とちぎ消費者カレッジ」チラシ



「とちぎ消費者カレッジ」講座の様子

▶最後に消費者教育に携わる皆さんへのメッセージをお願いします。

消費者教育コーディネーターの役目は、「点」として実施している様々な消費者教育の施策を連携によって「線」や「面」へ広げ、地域全体で推進していく役割を担っていくこととだと思っています。そのため、関係者の皆様との信頼関係を築いていくことはとても重要です。

全国の消費者教育コーディネーターの皆さんも、各自治体の特性や実情に応じた効果的な方法やアプローチにより消費者教育の実践をされていることと思います。栃木県の実践はひとつの事例として、参考になれば幸いです。

これからも関係者・団体等の皆さんと情報共有や連携を図りながら、取組をブラッシュアップさせ、「消費者市民社会の形成」に向けて頑張ってまいりましょう。

▶ありがとうございました。

もっと知りたい方はこちら！

栃木県ホームページ「消費者啓発・教育」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/shouhi/kehatsu/index.html>